食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)に関する意見

【1】 氏名 埼玉県消費者団体連絡会

【2】 職業 消費者団体

【3】 住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5

【4】 電話番号 048-844-8971

【5】 メールアドレス shodanren@saitama-k.com

【6】 意見及びその理由

P1 第三条 食品表示基準の一部を改正する内閣府令案について

意見

食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)は、全ての加工食品を義務表示 対象とすることに固執しすぎです。この案に反対するとともに、本来の食品表 示の役割に立ち返り、再検討を求めます。

理由

今回の改正案は「全ての加工食品」義務表示対象とすることが決まっている中でスタートしているとしか思えません。「全ての加工食品」を対象とするために、いくつもの例外措置を導入せざるを得ない状況を招いています。原料原産地表示はそもそも食品安全のための表示ではなく、消費者選択のための表示です。今回導入される例外措置は、消費者の望むものから乖離し、消費者にとってわかりにくく、混乱させるものになっています。

P4 第三条 2 項 1 の五 例外案について

意見

第三条2項1の五の各規定にある「その他」「輸入」「製造国」表示を使用しないように求めます。

理由

消費者が求めているのは、選択のための情報である「原料原産地」の表示です。 しかし、改正案の中では「その他」「輸入」「製造国」と言う用語が表示として 扱われようとしています。これらの用語は消費者を混乱させるとともに、誤認 を招くものです。食品表示は消費者が選択するためのものです。混乱や誤認を させるような用語を使用しなければならない表示制度自体を、見直してくださ い。